京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 令和4年3月30日

京都市長 門川大作

## 京都市規則第 9 1 号

京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1 2備考以外の部分を次のように改める。

	区	分	駐車料金(1回につき)
昼			30分までごとに100円。ただし、30
		自動二輪車及び原動機付自転車	分までごとに100円を加えた額が52
	間		0円を超えるときは、520円
		自動二輪車以外の自動車	30分までごとに300円。ただし、30
			分までごとに300円を加えた額が1,8
			00円を超えるときは、1,800円
夜	間	自動二輪車及び原動機付自転車	60分までごとに100円。ただし、60
			分までごとに100円を加えた額が52
			0円を超えるときは、520円
		自動二輪車以外の自動車	60分までごとに260円。ただし、60
			分までごとに260円を加えた額が78
			0円を超えるときは、780円

別表第1 2備考3,4及び5を削る。

別表第2京都市御池駐車場の項中

2 6 0 円 券 1 1 枚 つ づ り 2,600 を

Γ

2	6	0	円	券	1	1	枚	つ	づ	り	2,	600	に改める。
3	0	0	円	券	1	1	枚	つ	づ	り	3,	000	に攻める。

別表第3 2,860円券の項中「2,860円券」を「5,500円券」に,「2,600」を「5,000」に改め、同表5,720円券の項中「5,720円券」を「1,000円券」に,「5,200」を「10,000」に改め、同表11,440円券の項中「11,440円券」を「22,000円券」に,「10,400」を「20,000」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による駐車料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

## (適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の駐車に 係る駐車料金について適用し、施行日前の駐車に係る駐車料金については、なお従前の 例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に入場させ、かつ、施行日以後に退場させる自動車(原動機付自転車を含む。)の駐車料金については、改正後の規則別表第1の規定を適用する。

## (経過措置)

- 5 施行日前にこの規則による改正前の京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の規定により発行した回数券及び前払式駐車券は、施行日以後においても使用することができる。
- 6 前項に規定する回数券を使用するときは、回数券の券面額と改正後の規則別表第1に

掲げる金額との差額を納入しなければならない。

(建設局建設企画部建設総務課)